

大和川流域は「特定都市河川」および「特定都市河川流域」に指定されました

「令和3年12月24日」から大和川流域は、流域治水の本格的な実施に向けて、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき「特定都市河川」および「特定都市河川流域」に指定されました。

「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、流域の浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の規制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する法律です。



1. 雨水浸透阻害行為に対して求められる流出抑制の基準

特定都市河川流域内での雨水浸透阻害行為を行うとき、行為前後の流出係数の変化に応じた雨水貯留浸透施設の設置が求められます。

特定都市河川浸水被害対策法による基準

土地利用形態ごとの流出係数

土地の利用形態	流出係数
宅地(太陽光発電施設を含む)	0.90
道路	0.90
鉄道線路	0.90
飛行場	0.90
不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95
不浸透性材料により覆われた法面	1.00
ゴルフ場	0.50
運動場	0.80
ローラー等を用いて固められた土地	0.50
山地	0.30
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40
林地、耕地、原野その他ローラー等で固められてない土地	0.20

■例

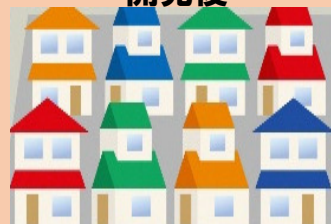
開発前



耕地（流出係数 = 0.2）

降った雨が地面に染みこみやすく、2割しか雨水が河川に流れ込まない。

開発後



宅地（流出係数 = 0.9）

降った雨が地面に染みこみにくく、9割もの雨水が河川に流れ込む。

流出係数
0.7増加

対策をしないと開発前と比べて雨が河川に4.5倍も流れ込む。

開発前の流出量と同じになるような容量の雨水貯留浸透施設の設置が必要。

雨水浸透阻害行為に対する雨水貯留浸透施設の設置につきましては申請窓口の担当者と協議をお願いします。

大和川流域で開発・太陽光発電施設の設置を行う際には事前の許可申請が必要です

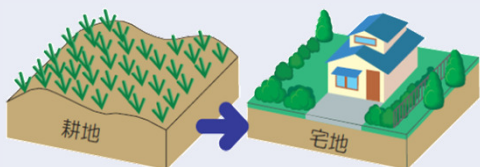
2. 雨水浸透阻害行為には奈良県知事等の許可が必要です。

- 大和川特定都市河川流域内の土地で行う1000㎡以上の雨水浸透阻害行為(土地の締固めや開発などにより雨水がしみ込みにくくなる行為)は奈良県知事等の許可が必要です。
- 令和5年4月1日より、1000㎡以上の土地で行う太陽光発電施設の設置(造成を行わず田畑への直接設置する場合も含む)についても雨水浸透阻害行為に該当します。
- 許可にあたっては、技術基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要です。
- 許可に伴い設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為も、奈良県知事等の許可が必要です。
- 雨水浸透阻害行為を行う際には、申請窓口との事前相談が必要です。

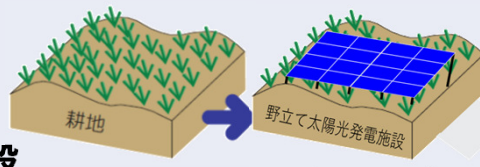
対象となる行為(雨水浸透阻害行為)の例

対象行為については県等の審査窓口にご相談ください。

- 田畑(耕地)→宅地

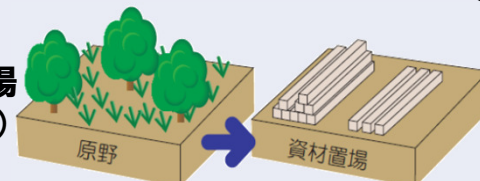


- 田畑(耕地)→太陽光発電施設

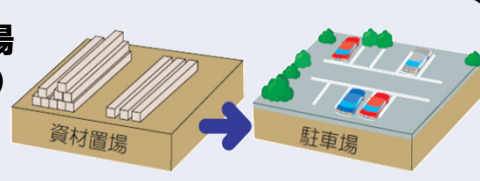


※令和5年4月1日より新たに対象

- 原野→資材置場(未舗装)



- 資材置場(未舗装)→駐車場



許可の申請窓口(奈良県もしくは奈良市で受け付けます。)

雨水浸透阻害行為に対する雨水貯留浸透施設の設置につきましては申請窓口の担当者と協議をお願いします。

奈良市の特定都市河川流域内での雨水浸透阻害行為

開発地	申請先	許可の申請窓口	連絡先(TEL)
奈良市内	奈良市長	奈良市建設部河川耕地課	0742-34-4816

奈良市で行う雨水浸透阻害行為の許可は奈良市長が行います。

奈良市以外の市町村の特定都市河川流域内での雨水浸透阻害行為

開発地	申請先	許可の申請窓口	連絡先(TEL)
奈良市以外	奈良県知事	奈良県県土マネジメント部河川整備課	0742-27-7507

奈良市以外の市町村で行う雨水浸透阻害行為の許可は奈良県知事が行います。

詳細はホームページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.nara.jp/59856.htm> (奈良県河川整備課)

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/122/131229.html> (奈良市河川耕地課)

3. 違反した場合には罰則(懲役又は罰金)があります。

- 許可を受けずに雨水浸透阻害行為や雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為をした場合等には、罰則(懲役又は罰金)が適用されます。

浸水被害の防止を図るためのその他の取り組み

・流域対策の推進

大和川特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため大和川流域水害対策計画を策定し流域対策を推進する。

・浸水被害防止区域の指定

洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を浸水被害防止区域として指定し、開発規制・建築規制を措置することができる。

・貯留機能保全区域の指定

洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定することができる。

大和川流域水害対策協議会

事務局/近畿地方整備局大和川河川事務所

https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/keikaku/tokutei_toshi_kasen/conference.html

奈良県県土マネジメント部河川整備課

下水道課

●大和川流域水害対策協議会は、近畿地方整備局、奈良県と大和川流域の11市13町1村、近畿農政局、奈良森林管理事務所、近畿地方環境事務所、奈良財務事務所、奈良地方気象台で構成されています。(令和4年1月時点)